

総務 南部地区スポーツ広場整備費などを補正

議案第三十二号
平成十七年度一般会計
補正予算（第五号）

（提案理由） 本補正予算案

は歳入歳出予算、継続費、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正であり、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ三三三〇万三〇〇〇円を減額し、歳入歳出

予算の総額を四二億六一五〇万二〇〇〇円にしようとするもの。

■委員 南部地区スポーツ広場整備費が大幅に減額となった理由としての落札率は。

□当局 指名競争入札の結果、三八九二万七〇〇〇円の減額で、落札率が設計額の六十三%となる。

■委員 東横インの問題のように、建築確認申請の許可後、不正に改造されるケースはあるのか。

□当局 市では木造の二階建て程度の住宅しか扱っておらず、それ以外の大型建築物は把握していない。木造二階建ての住宅についてもパトロールですべてを見つけることはできないことから、通報などがあれば、すぐに

調査を行う。

■委員 違法建築には、指導や是正勧告を出すのか。

□当局 違法建築については、現地に赴き、違法が確認されれば、状況を改善するように指導するとともに、必要に応じて是正計画書を提出させている。

■委員 地下水汚染調査補助金の内容と今後の対応は。また、洪水ハザードマップ作成補助金の補助率は。

□当局 地下水の汚染調査は、木間ヶ瀬地区の調査である。今後は、今年度の調査結果を踏まえ、県の指導を受け調査の必要性を検討したい。また、ハザードマップ作成補助率は、国が全体の三分の一、県が三分の一である。

◆本会議・賛成多数で可決



南部地区スポーツ広場

有事での市民の安全確保に条例を制定 環境経済

議案第五号及び第六号国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例並びに国民保護協議会条例の制定

（提案理由） 議案第五号

は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第三十一条及び同法第一八三条において準用する同法第三十一条の規定に基づき、国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の組織及び会議等について定めようとするもの。

議案第六号は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第四十条第八項の規定に基づき、国民保護協議会の組織及び運営について定めようとするもの。

■委員 国民保護対策本部は武力攻撃事態の四類型があらわれたときに設置し、緊急対処事態対策本部は緊急対処事態の四類型があらわれたときに設置し、国民保護現地対策本部は攻撃された場所が特定されるところに設置することなのか。

□当局 国民保護対策本部を設ける基準は、国民保護

法に規定されており、その地域に対策本部を設置することが必要であるとの閣議決定がされ、通知があった場合に設置する。また、その対策本部が設置された場合には、その区域の市町村が必要と考えれば、現地対策本部を設けることができる。

■委員 国民保護対策本部は常時設置するものなのか。

□当局 国において、設置の必要性が閣議決定された場合に設置される。

■委員 災害と有事の場合の命令系統の違いは。

□当局 市の役割は、自然災害の場合でも武力災害の場合でも、市民を守るということに変わりがない。情報の伝達、避難、救護等の措置は、災害対策法で定めている地域防災計画も国民保護計画でも同じである。

■委員 国民保護協議会の委員には、どこかの自衛隊が入るのか。

□当局 現在、野田市防災会議委員に委嘱している陸上自衛隊松戸駐屯地指令、海上自衛隊下総教育航空群指令を考えている。

◆本会議・賛成多数で可決

障害者に提供する福祉サービスを一元化 文教福祉

議案第七号
障害者支援費制度条例の一部を改正する等の条例の制定

(提案理由) 障害者自立支援法の施行に伴い、居宅生活支援費を除き従来の支援費により九月末まで実施し、新法の全面施行に合わせて本条例を廃止しようとするもの。

■委員 四月より障害者自立支援法で提供されるサービスの内容は。

□当局 身体障害者、知的障害者及び障害児へのサービスとして、ホームヘルプ、デイサービス、ショートステイが提供される。

■委員 給付対象者に精神障害者が入っていない理由は。

□当局 身体・知的・精神の各障害者への福祉サービスが一元化されるので、精神障害者の方も希望があれば、サービスを受け入れる状況もあると思う。すぐに、精神障害者の方を受け入れることはできないという懸念はあるものの、現状ではホームヘルプサービスなどを実施しているので、これ

らを引き続き実施していく。

■委員 ガイドヘルプサービスや巡回の入浴サービスは、今後、どうなるのか。

□当局 現在、行っているサービスは、地域生活支援事業の中でやっていく。

■委員 地域生活支援事業もケアプランの中で取り組んでいくのか。

□当局 地域生活支援事業で取り組む事業は、審査会等を経ない事業である。

■委員 今年十月から施設サービスは、障害者自立支援法に移行するのか。また、障害者自立支援法の利用者をどの程度と見込んでいるのか。

□当局 障害者自立支援法が今年十月から全面施行となるが、施設は当分の間は現行のままでいき、五年以内で障害者自立支援法での体系に移行する。また、平成十六年度の居宅サービス利用者のうち、身体障害者の方が一四四名、知的障害者の方が一五二名となり、平成十八年度は、平成十七年度の利用状況を勘案しながら見込んでいる。

◆本会議・賛成多数で可決

建設 市営住宅入居者の転居事由を拡大

議案第十七号
市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正

(提案理由) 公営住宅法施行令の改正に伴い、現に市営住宅に入居している者を公募によらない他の市営住宅への入居が可能となる事由を拡大しようとするもの。

■委員 市営住宅に入居されている方で、居住環境が合わないとか、他の市営住宅に移してほしいという要望はあったのか。また、そのような要望にはどのように対応していたのか。

□当局 住みかえができる事由として、同居者の人数の増減があった場合、入居者又は同居者が加齢、病気等により日常生活に身体上の機能上の制限を受けることになった場合には、住みかえができると規定しており、平成十三年度から五年間で三件の住みかえを行っている。

■委員 体の具合が悪く今まで四階に住んでいたのを一階にしてほしいというような要望があった場合には、常時受け付け

て、受け付け順に登録していくのか。

また、今回の改正で、どのような要望がどの程度受け入れられるのか。

□当局 申請があった場合には、医者の診断書など現状を見て適正であるかどうかを判断し、条件に合う空き家があった場合に住みかえを行っている。また、国土交通省は、今回の改正により入居当初から世帯人数に不相応な規模の住宅に居住している場合、子供が大きくなり現在の間取りでは不適当となる場合、知的障害者が作業所に近い公営住宅に移転することが適当である場合を想定したということである。

◆本会議・全会一致で可決



市営住宅宮崎西団地